

令和元年6月15日
北郡信用組合

各 位

不祥事件の発生について

この度、当組合職員がおお客様の預金を着服するという不祥事件が発生いたしました。信用を第一とする地域金融機関としてこのような不祥事件に至り役職員一同深く反省いたしております。

被害にあわれたお客様を始め日頃より当組合をご利用いただいておりますお客様に対して心よりお詫び申し上げます。

1. 事件の概要

(1) 事故者

事件当時当組合天童支店に勤務していた元男性職員（26歳）

(2) 発覚の経緯

4月12日お客様のお問い合わせを受け調査を実施し4月13日に発覚いたしました。

(3) 事件の内容

平成29年2月・平成30年12月・平成31年2月の3回にわたり定期預金を勝手に解約し、計2,006千円の現金を着服したものです。

2. お客様への被害金の弁済

ご迷惑をおかけしたお客様には事故者と家族が全額弁済しております。

3. 関係機関への報告

事件発覚後、警察へ相談するとともに、法令等に基づき監督官庁へ報告しております。

4. 関係者の処分

事故者は5月31日（金）付で懲戒解雇しております。また、関係者には厳正な処分をいたします。

5. 今後の対応

不祥事件の発生を真摯に受け止めその原因を分析し、コンプライアンスの徹底と内部管理態勢を強化し信頼回復と不祥事件の発生防止に向けて取り組みます。

本件に関するお問い合わせ先
総合企画課 高橋
TEL：0237-55-5585
平日 9：00～17：00